



令和7年度採用 尼崎市会計年度任用職員 募集案内

● 会計年度任用職員とは

会計年度任用職員とは、地方公務員法で定める一般職の非常勤職員です。

任期は1年（4月1日～翌3月31日）以内（※¹）と定められており、また、そのほか地方公務員法の規定（※²）が様々適用されます。

※1 翌年度以降も職が設定され、勤務成績が良好の場合に限り、選考のうえ、任期終了後に再び（続けて）任用される場合があります。

※2 服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等）や懲戒の規定などがあります。

● 会計年度任用職員の募集

本市では、会計年度任用職員の区分を、役割により「非常勤行政事務員」と「非常勤事務補助員」というものに分けており、このたび、下記のとおり募集を行います。

尼崎市会計年度任用職員（非常勤行政事務員）の募集

～介護サービス事業者指定等業務に主に従事する職員～

1 応募受付期間・時間

- (1) 期間 随時（毎月10日前後に締め切り、翌月1日からの採用に係る選考を実施する。）
- (2) 時間 午前8時45分～正午及び午後1時～午後5時30分
- (3) 備考 日曜日、土曜日及び祝日は受付を行いません。

2 応募条件

次の(1)～(3)のいずれか及び(4)の条件を満たす方

- (1) 社会福祉士
- (2) 介護支援専門員（過去に同資格を有していたものを含む）の資格を有する者
- (3) 職務経験5年以上を有する介護福祉士
- (4) 地方公務員法第16条各号の規定（欠格条項：下記参照）に該当しない。

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 尼崎市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 応募方法

応募受付期間（時間）内に、下記の書類（各1部）を法人指導課（尼崎市役所本庁

北館3階)まで直接ご持参ください。(郵送等での受付は行いません。)

また、提出書類に不備がある場合は、受理できない場合があります。記載内容、提出書類をよく確認してご来庁ください。

(1) 尼崎市会計年度任用職員(非常勤行政事務員)採用試験申込書

(2) 応募条件(1)及び(2)の方: 該当する資格に応じて、社会福祉士登録証、介護支援専門員証の写し又は介護支援専門員実務研修終了証の写し、若しくは試験実施月の末日までに取得見込みであることを証明する書類

※ 取得見込みの方が合格となった場合は、取得後に改めて、社会福祉士、介護支援専門員の資格を有することを証明する書類の提出が必要となります。(原則、採用日までに提出)

応募条件(3)の方: 介護福祉士登録証の写し及び実務内容証明書

※実務内容証明書を事前に提出できない場合は、所定の職務経歴書にて受け付けます。合格となった場合は、採用日までに実務内容証明書を提出していただきます。

4 採用予定日

令和7年4月1日

5 採用予定人数

2名

6 勤務条件

(1) 任期

任用開始日～令和8年3月31日

(2) 条件付採用期間

採用日から1か月間(勤務日数が少ないときなどは1か月を超える場合あり)

(3) 勤務場所

尼崎市役所(尼崎市東七松町1丁目23番1号)

(4) 職務内容

ア 介護保険サービス事業者の指定申請及び更新申請審査業務

イ 有料老人ホーム等の届出審査業務

ウ 事業所への指導

エ 市民・事業所からの窓口・電話での相談・問い合わせ対応等

オ その他所属長が必要と認める業務

(5) 勤務時間

ア 始業時刻 午前9時

イ 終業時刻 午後5時30分

ウ 休憩時間 正午から午後1時まで

エ 勤務を要しない日等

(ア) 日曜日及び土曜日

(イ) 月曜日から金曜日までのうち1日(所属長が指定します。)

(ウ) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(エ) 年末年始(12月29日～翌1月3日)

オ その他 公務のため必要があると認めるときは、所定の勤務時間を超えて勤務時間を延長し、又は勤務を要しない日などに勤務させる場合あり

(6) 休暇等

年次休暇(有給)、夏季休暇(有給)、育児休業(無給)等の制度あり

(7) 給与等

- ア 報酬月額 189,330円～202,960円（令和7年度の予定額）
※年齢や年度により額が異なる給付体系となっています。
- イ 通勤代 自宅から勤務場所までの徒歩による通勤距離が片道2km以上かつ
交通機関又は交通用具の利用距離が片道1km以上の場合支給あり
- ウ 期末・勤勉手当 6月及び12月に支給（予定）

(8) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険

適用あり（健康保険は、地方公務員等共済組合法に基づく短期給付等の適用）

※ 適用条件に当てはまる場合は強制的に加入となります。（加入するかどうかを自ら選択することはできません。）

(9) 公務上の災害又は通勤による災害に対する補償

労働者災害補償保険法又は尼崎市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定に基づく補償の適用あり

(10) 勤務場所における受動喫煙防止措置の状況

敷地内禁煙

(11) その他

勤務条件については、尼崎市一般職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償並びに期末手当及び勤勉手当に関する条例その他の勤務条件に関する規程（要綱、要覧その他の定めなどを含む。）が改正されることにより、その内容が変更されることがあります。

7 採用試験

- (1) 試験日時 応募があり次第、調整予定
- (2) 試験場所 尼崎市役所内（応募書類受付後、別途調整します。）
- (3) 試験内容 面接試験（個人面接（30分間程度））
- (4) 結果発表 採用試験日から1週間程度で郵送により通知（予定）

8 留意事項

- (1) 受験に際しての提出書類は、いかなる理由があっても返却しません。
- (2) 応募書類に記載の個人情報については、個人情報の保護に関する法律により保護され、採用事務以外の目的で利用することはありません。
- (3) 応募条件で求めている免許・資格を取得見込みの場合で採用日までにその免許・資格を取得できないときや、応募書類の記載事項の虚偽その他の不正があることが判明したときは、判明した時点で応募又は合格判定を取り消します。また、採用後にそうした事実が判明した場合は、厳正な処分の対象となります。

9 問い合わせ先（応募受付先）

尼崎市福祉局法人指導・障害福祉担当部法人指導課

〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号 尼崎市役所本庁北館3階

電話：06-6489-6143、ファクス：06-6482-3512

尼崎市役所案内図（面接試験会場）

■ JR 立花駅より南東へ約800m

